

8) 放送大学愛媛同窓会会則の変更について

放送大学愛媛同窓会会則

(2004年3月6日 制定)

2018年11月4日 改定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、放送大学愛媛同窓会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の親睦と交流を図り、相互研鑽に努めることをもって目的とする。

(事務所)

第3条 本会は、放送大学愛媛学習センター内に事務所を置く。

(会員)

第4条 本会の会員は、放送大学を卒業した者又は放送大学大学院を修了した者で、入会の手続をした者とする。

(準会員)

第5条 放送大学に在学中の者で、本会の準会員に入会を希望する者は、入会の手続きをすることができる。

2 準会員は、総会における議決権はないものとする。

第2章 活動

(活動)

第6条 本会は、第2条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 親睦、交流会の開催
- (2) 情報交換、各種研修会の開催
- (3) 会報の発行
- (4) その他必要な活動

(事業年度)

第7条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 会議

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、年1回開催する。

2 総会は、会長が招集し、本会の重要事項を審議する。

3 総会は、相応の会員の出席により成立し、賛成過半数をもって議決される。

4 総会の議長は、会長がこれに当たる。